

【 検査 】

772 関節リウマチの患者におけるメトトレキサート投与時に発症した貧血に対するフェリチン定量（半定量含む。）の算定について

《令和8年1月30日》

○ 取扱い

関節リウマチの患者でメトトレキサート投与時に発症した貧血（単なる炎症に伴う貧血又は葉酸欠乏性貧血）に対するD007「25」フェリチン定量（半定量含む。）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

フェリチンは、体内的鉄の貯蔵及び血清鉄濃度の維持を担う蛋白質であり、血清鉄・UIC（あるいはTIC）とともに鉄欠乏性貧血の診断と鉄剤による治療効果の判定に不可欠である。関節リウマチの患者でメトトレキサート投与時に発症した貧血（単なる炎症に伴う貧血又は葉酸欠乏性貧血）は鉄欠乏性貧血ではないことよりフェリチン定量（半定量含む。）の有用性はないと考える。

以上のことから、関節リウマチの患者でメトトレキサート投与時に発症した貧血（単なる炎症に伴う貧血又は葉酸欠乏性貧血）に対するD007「25」フェリチン定量（半定量含む。）の算定は、原則として認められないと判断した。